

## 平成17年の建設業の**死亡**災害は8名となる！ ――内装工が過労死と認定される――

昨年8月1日(月)の深夜、午前2時頃、自宅で就寝中の内装工(男、28歳)が具合が悪くなり病院へ運ばれましたが、急性心停止により死亡しました。

遺族からの申請により調査した結果、死亡前1ヵ月の時間外労働が100時間に及んでいるため、過重労働によるものとして業務上の認定が今年の2月に決定されたようです。

所轄の仙台労働基準監督署では詳しい内容は発表していませんが、労働安全衛生法の改正部分にも「長時間労働者への医師による面接指導の実施」が盛り込まれており、長時間労働への管理対策にも一層留意いただきたいものです。

平成17年宮城県内における死亡災害発生の概要

	発生日時	署別	業種	事故の型	被災者の職種 性別、年齢	災害の発生概要
1	1月19日(水) 10時55分	仙台	木造家屋 建築工事業	墜落・ 転落	解体工 男 48歳	木造2階建の寮の解体工事において、屋根瓦撤去作業中、2階の屋根から7m下の地面に墜落、死亡した。
2	1月26日(水) 13時55分	仙台	鉄骨鉄筋コン クリート造 建築工事業	倒壊・ 崩壊	溶接工 男 62歳	埋設物(以前土止め支保工として使用していたH鋼)を撤去するためにH鋼の根元をガス溶断していたところ、溶断していたH鋼が被災者の上に倒れてきた。
3	8月1日(月) 2時00分	仙台	その他の 建設工事業	その他	内装工 男 28歳	自宅において就寝中に具合が悪くなり、救急車で病院に搬送されたが、同日急性心停止により死亡した。発症前1ヵ月間の時間外労働が約100時間に及んでいるため、過重労働によるものと認定された。
4	8月3日(水) 15時45分	仙台	機械器具 設置工事業	墜落・ 転落	とび工 男 56歳	旋回コンベア(長さ41.6m、高さ25m)の解体工事において、コンベア本体の旋回部分に乗って安全帯をかけて先端部分を溶断していたところ、溶断直後に旋回コンベアの本体旋回部分が旋回台を中心に反対側にひっくり返り落下し、旋回コンベアの本体とともに墜落した。
5	8月7日(日) 12時45分	仙台	機械器具 設置工事業	感電	保温工 男 34歳	天井クレーンの運転室のクーラー増設工事において、吸排気ダクトの保温材の取り付け作業中に、クレーンのトロリー線(400V)の活線に被災者の身体の一部が接触し感電した。
6	11月4日(金) 16時30分	大河原	河川土木 工事業	はさまれ 巻き込まれ	技術者 男 45歳	護岸工事用のブロックを河川敷で製作し、ブロックをクレーン付バックホウ(2.9t)で並べ替える作業中、吊っていたブロックと置いてあったブロックに挟まれ死亡。
7	11月17日(木) 20時00分	仙台	電気通信 工事業	墜落・ 転落	営業職 男 52歳	工事打合せを1ヵ所目の現場で終り、次の現場へ向う途中、小用のためか岸壁から海中に転落したと思われる。
8	12月11日(日) 12時00分	大河原	木造家屋 建築工事業	交通事故	不明 男 38歳	住宅新築工事現場で外溝作業に使用する砕石をトラックで運搬中、道路脇の標識に衝突し死亡した。